

**やまがた広域観光協議会インバウンド向け観光情報ウェブサイト制作業務委託
公募型プロポーザル募集要領**

1 目的

この要領は、やまがた広域観光協議会インバウンド向け観光情報ウェブサイト制作業務委託について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に準ずる随意契約の相手方となるべき者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者（以下「提案者」という。）から業務委託契約の候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務に関する事項

（１）業務の名称

やまがた広域観光協議会インバウンド向け観光情報ウェブサイト制作業務

（２）業務の内容

「やまがた広域観光協議会インバウンド向け観光情報ウェブサイト制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと

（３）委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

（４）提案上限額

2,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募に関する事項

（１）応募資格

次に掲げる全ての要件を満たすことを条件とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること
- ② 山形県内に事業所を有する者は、山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）を滞納していないこと
- ③ 消費税を滞納していないこと
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと

ア 役員等（提案者が個人である場合にはその者を、提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接

- 的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続きを行っていないこと

（２）失格事項

次のいずれかに該当する場合や、その他不正な行為があったときは、失格とする。

- ① この要領に定めた応募資格が備わっていない場合
- ② 提案書の提出方法、提出期限等がこの要領に適合しない場合
- ③ 提案書に記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
- ④ 提案書に虚偽または不正があった場合
- ⑤ 提案の内容が提案上限額を上回る場合
- ⑥ その他、企画審査会において不適切と認められた場合

4 提出書類及び提出方法等

（１）提出書類（各４部）

- ① 参加申込書（様式１）
- ② 企画提案書（様式２）
- ③ 事業計画書（任意様式）
- ④ 経費見積書（様式３）
- ⑤ 会社概要書（様式４）

（２）提出期限

令和７年９月19日（金）午後５時まで

（３）提出方法

10「提出・問合せ先」まで、持参または郵送により提出すること。

- ・ 持参の場合は、休日、日曜日及び土曜日を除く日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）に、持参すること。
- ・ 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

5 企画提案書作成に係る質問

（１）質問方法

企画提案書の作成に係る質問等は、質問書（様式５）により電子メールで行うこととし、件名を「やまがた広域観光協議会インバウンド向け観光情報ウェブサイト制作業務への問合せ」として、10「提出・問合せ先」へ送ること。電話や口頭、受付期間期限以降の質問は受け付けない。

（２）質問受付期限

令和７年９月17日（水）正午まで

（３）質問等への回答

質問等への回答は、その都度、やまがた広域観光協議会（以下「協議会」という。）のホームページに掲載する。

ただし、各提案予定者の独自規格に関わることなど、回答内容がホームページで公開するに相応しくないと判断した場合は、当該質問者のみに回答する。

6 審査及び最優秀提案者の決定方法

- (1) 審査は、協議会が設置する審査会において、別紙審査基準に基づき、提案書類及び提案者からのプレゼンテーションにより審査を行う。
- (2) 審査の結果、評価点数の合計点数が最高点の者を最優秀提案者として選定し、次点の者を次点者として選定する。ただし、最高点者又は次点者が複数者いる場合は、審査員の合議により決する。
- (3) 提案者が多数の場合、第一次審査として、書類審査を行う場合がある。
- (4) 提出された全ての提案について、本事業の目的を十分に達成できないと判断した場合、最優秀提案者を選定しない場合がある。
- (5) 企画審査会の日時・場所等については、別途、提案者に対し書面、又は電子メールにより通知する。審査結果についても、同様の方法により通知する。
- (6) 提案者が1者のみの場合であっても、審査員の評価結果により、提案の内容について本事業の目的を十分に達成できると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

7 契約締結

- (1) 審査の結果、最優秀提案者として選定された業務委託契約の候補者（以下「受託候補者」という。）と協議会との間で協議を行い、業務委託契約の締結に向けた手続きを行う。
- (2) 採択された提案等については、採択後に協議会と受託候補者で詳細を協議する。この際、内容、金額等について変更が生じる場合がある。
- (3) 受託候補者と業務委託契約条件等で合意に至らなかった場合、あるいは受託候補者が応募に関する事項の失格事項に該当し、失格することが後日判明した場合は、その者との契約手続きは行わず、審査会において次点者とされた提案者と業務委託契約の締結に向けた手続きを行うことがある。
- (4) 契約に当たっては、委託契約書を取り交わすこととする。
- (5) 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。
- (6) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者はあらかじめ委託者と協議の上、委託者の承認を得たうえで変更することができるものとする。

8 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 応募できる提案の数は、一提案者につき一件とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。また、必要に応じて複写を行うことがある。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
- (5) 企画提案書等の応募書類については、山形県情報公開条例(平成9年12月山形県条例第58号)の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (6) 企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面又は電子メールにより報告すること。
- (7) この公募及び契約については、協議会の都合により変更・中止する場合がある。
- (8) この要領に定めのない事項については、協議の上、決定する。

9 企画提案書提出後のスケジュール

- (1) 審査会の開催 令和7年10月中旬（予定、別途通知）
- (2) 審査会結果通知 令和7年10月下旬～11月上旬（予定、別途通知）

(3) 契約締結 令和7年11月上旬～11月中旬（予定）

10 提出・問合せ先

やまがた広域観光協議会事務局

（山形県村山総合支庁観光振興室）

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68

電 話 023-621-8444

F A X 023-621-8445

E-mail ymurayamakanko@pref.yamagata.jp